

# 長井市立長井北中学校 部活動の在り方に関する基本方針

## 1 はじめに

学校教育の一環として行われる部活動指導においては、生徒の多様な体験を充実させたり、健全な成長を促したり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。特に、生徒が大会やコンクール等での活躍を胸に描き、そのために仲間と協力し、努力を重ねていくことは、中学生の心身の発育・発達に大きな役割を果たしている。

また、今日における社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化している。生徒の負担増や教員の多忙化等、学校だけでは解決することができない課題も増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制の維持は難しくなってきている。

将来においても、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするために、長井市「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、本方針を策定した。(文化部もこれに準ずる)

## 2 長井市立長井北中学校部活動基本方針

- (1) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにし、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むこと。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に関わる体制を構築すること。

## 3 部活動の休養日及び活動時間について

### (1) 休養日

- ① 平日：水曜日
- ② 週休日：日曜日を原則とする。  
ただし、外の部で悪天候のため、やむを得ない場合は、日曜日の活動を可とする。
- ③ 日曜日を休養日とできない場合は、直近の土曜日を休養日とする。
- ④ やむを得ず土曜日、日曜日とも休養日にできない場合は、平日2日休養日を設ける。  
「やむを得ず」とは、大会に参加する場合をいい、練習試合は含まない。
- ⑤ 水曜日が祝日、振替休日、振替休業日の場合は部活動を可とする。なお、部活動をした場合は、平日の一日を休養日とする。
- ⑥ 部活動と同様の地域スポーツクラブの活動についても部活動の休養日と併せて上記の基準内での活動とする。

## (2)活動時間

- ① 平 日:2時間程度
- ② 週休日等:3時間程度
- ③ 大会・コンクール、土曜日の練習試合等は、上記①、②の練習時間の設定とは別に計画される。
- ④ 部活と同様の地域スポーツクラブについても部活動の活動時間と併せて上記の基準内での活動とする。

## (3)長期休業中の休養日について

- ① 土曜日、日曜日、祝日は休養日とする。
- ② 連続した休養日(学校閉庁日)を設定し、年間活動計画に示す。
- ③ 休養日に大会・コンクール等が実施される場合は、別日に休養日を振り替える。

## (4)始業前練習について

禁止とする。

## (5)その他

- ① 定期テスト前は部活動休止日とする。
- ② 職員会議や授業研究会等がある日は部活動休止日とする。

## 4 学校管理下外の活動について

- (1) 校長は、文化部も含めた各部顧問(生徒が部活動に所属していない場合は担任)に対して、個人として自らの競技力の向上を目指し、学校外の地域スポーツクラブ等に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。
- (2) 校長は、保護者会が設置されている部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催することのないよう保護者の理解と協力を得るようにする。
- (3) 校長は、各部顧問に対し、学校管理下外の地域スポーツクラブの活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と地域スポーツクラブの活動日、活動時間を合わせても、上記「部活動の活動日及び活動時間について」の基準内の活動になるように、地域スポーツクラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。
- (4) 校長は、地域スポーツクラブへの部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制的に加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得られるようにする。

## 5 大会参加、県外における部活動について

- (1) 大会参加については、本校の教育活動の一環として行われる活動としての可否について校長の決裁を受けるものとする。

- (2) 県外における部活動とは「県外における運動競技大会、運動競技以外の大会」及び「県外における冠大会、練習試合、講習会」を指し、その参加にあたっては、本校の教育活動の一環として行われる活動としての可否について決裁を受けるものとする。ただし、強化指定やこれまでの実績、今後の見通し等を踏まえ、協議するものとする。

## 6 活動計画について

- (1) 各部顧問は、年度の初めに活動計画を作成し、全職員がそれぞれの部の活動について把握ができるようにする。
- (2) 各部顧問は月の初めに、各部毎活動計画を作成し、生徒・保護者に配布する。また、大会や練習会等への参加がある場合は、文書を作成して配布する。
- (3) 各部顧問は毎月の活動計画を校長に提出する。
- (4) 上記の活動計画等に変更があった場合は、その都度生徒・保護者に連絡する。

## 7 その他

- (1) 本校に部活動委員会を設置し、部活動に関する検討事項等が発生した場合は適宜話し合いを行う。
- (2) 部活動の保護者会が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会との役割を明確にし、共通理解を図る。
- (3) 文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、「本方針」に準じて取り扱うこととする。

※上記以外の事項については、長井市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年3月31日に策定する。

2019年4月1日より実施。

2019年12月に一部改定。

2020年4月に一部改定。